

第5編 給与(大月都留広域事務組合職員職務分類規則)

○大月都留広域事務組合職員職務分類規則

(昭和46年6月21日規則第2号)

改正	昭和57年1月10日規則第1号	昭和61年5月22日規則第1号
	昭和63年7月12日規則第4号	平成4年7月1日規則第2号
	平成6年3月8日規則第2号	平成15年3月4日規則第2号
	平成17年3月31日規則第1号	平成19年3月30日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、大月都留広域事務組合職員給与条例(昭和42年条例第6号)第8条第2項の規定に基づき、職員の職務の標準的な級の格付を定めるものとする。

(職務の名称等)

第2条 職員の職務の標準的な級の格付は、別表に定めるとおりとし、これらの表に定める基準に従い職務の級を決定しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年1月10日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年5月22日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。

附 則(昭和63年7月12日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年7月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成4年7月1日から適用する。

附 則(平成6年3月8日規則第2号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月4日規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第1号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。